



明治四年辛未日誌

十月百
日朝九

養浩堂藏書

早稲田大学図書館
文書 27
A 34
4



明治四年未冬十月日誌

十月朔日雨同山吉新八訪本林寺邦之輔根縣田

部某加納縣花園某亦來

以日俵若觀劇本林寺家内平萬家内在

先觀止俳優菊五郎ノ呼酌酒

二日晴舊寓後藤議長ノ會ス龍院

大中小議生ヲ置カ課シ事ヲ議シ也

本戶参議大久保大藏卿岩倉外務卿來

十月十日洋行公使政令由右來者

本條約延期使節外伊藤二部

本補毛某日以夜本林寺來酌美須來

三日晴橋似定案到七利恭助金子

返濟、板垣奏議、訪英、朝後也
四日晴朝、休、亦、出、池田、
若、任、
午後、同、本、林、寺、訪、白、島、老、公、夕、陽、別、者、明、樓
亦、乃、次、東、山、其、明、日、亦、九、字、禮、服、
式、部、宴、台、申、東、以、
五日、禮、服、着、用、池、田、口、
大、橋、式、部、旋、助、
宮、島、誠、一、郎

任大議生

右

宣下候事

辛未十月廿日 太政官

以、危、平、萬、步、乃、白、縣、七、系、親、族、
議、院、官、負

議長 後藤元燁

副議長 江藤俊平

大議官 伊知地正次

中議官 谷 鐵臣

小議官 蜂濱賀徳三郎

大給恒 秋月種樹

家書善
三本寺大屬
帰縣

口	小室信史
口	仙石恒
口	西園愈明
大議生	生田精
全	宮島吉久
中議生	七日揮犀 新田三郎
全	七日揮犀 森寺邦之輔
全	酒井從之俊
全	園田筑之郎
全	清涼寺雪瓜
九等出仕書記御用掛	橋氏明平

二日早雲山吉新八入来。向島山に相寄る。吉新
 長彦徳家令と云。由利の日記
 少在持統天皇の御代。方良、良
 一記中記す。

七日早朝。余今日出用。多中出用
 今日九院、初出勤。郡山大参事。新田三郎
 森村吉久。中議生。相令。事
 議長。初出勤。西ヶ下。九院。多
 八日晴。九院出勤。本日出用。之。知事。吉久。

菅内大五
 山縣権太夫
 於蓮華

岩倉
任右大臣

任外務大臣
大藏大臣

成太政大臣古達多事大務事果田^七田^八應
方今守内開化、時宜用材、養民之事
最急務、以殊、華族、民之上、立家人之標的
可相成儀、存今般一同筆、教之下、彼、石、考
動、中外開化、進歩、之察、聞見、之廣、智
識、之研、國家、御用、之務、充、以、御、趣、意、之、余
各奮勉、勉、勵、可、致、事、

十月、日

七政官

午後制度局民法會へ出席、箕作神田、楠田、
會、主、キ、リ

退出後、高山、岩倉、余、飲、泉、文

園内、共、判、事、人、池田、多、北、九、日、点、成、否、ヤ、知、

九日、風、雨、甚、九、院、出、勤、無、了、
多、事、出、シ、テ、決、非、得、由、シ、付、
園内、又、書、收、差、出、事、明、成、不、成、交、了、
庭、不、酌、醉、眠

縣制編録

十日、晴、之、例、字、考、朝、大、花、御、輔、上、達、白、書
正院、上、廻、來、一、覽、。東京、西、京、西、京、
外、商、法、後、有、上、事、出、給、九、院、
以、テ、商、法、後、有、上、事、出、給、
非、役、考、七、族、不、在、命、の、中、也、
伊、達、宗、城、下、清、野、宗、書、元、本、
以、夜、俄、用、事、上、來、板、垣、
森、寺、中、議、生、來、話、夜、九、時、退、散

十日晴縣印の来り十坂門庭ホ英人タラノ教師
ヲ送リ片白傳縣分テテ面會シ事
家族の老より先般ヤ切ノ勸け及妻子女已年
来車電消而親年方然ニ十坂批シ事
苦高山談話高山園内火判事ニ其後タラノ
ヲ送リ白島公ヲ奮激ヤル
平萬家内兵部大祿家内因伴ノ海晏寺觀楓
鯨洲酒ノ飲人事夕陽帰リ山爲ニ屋泛舟
冬亦町十十亭ノ觀月ハ酌次亭ノニ之中
狹園一カノ娘ナリ君山ノ妾宅ナリ
三日晴池田大層ヨリ家族ヲ連帰縣スニ
余金三千圓北ス右ヤ妻子女ニ度ノ粒ナリ

受部丞
大田史中丞

九院出勤今日九院成就元大史局ノ移
大藏御輔建白書お尋
西議長出勤キフスケ古屋ノ義ニ自集議院日
寄寓カ致カ然尺分ちしり事
おハ所

池田大層
帰野
早の者ハ

十三日陰ニ暮る西刻参朝伊達宗城ノ
入津條約書會讀ハ制度局民法會ニ出
板垣老ノ後來院一席舊論カク反云アリ
日向洲舊知事ノ公歐州ノ志ナリトテ秋月
決後云々轉任候ハ後日道ヲ行
馬車向來カカ候ノ候
傳書上杉公ノ來總ニ云々書状ヲ送ル

入清誤の
罪案
成はるか

中世一の年を要す

山口縣十幡若七の議官おあり

且朝令十堂の日津森と云ふの孝人凡十九

と中人の英孝大門跡の事

家書より付おき家及無子の舊田保保信と云

有筆込

十五日晴の終殊後長に藤原到流長谷十堂

西園女議官於後森宅議章早徑親則

比日左院例到若初十佐佐丹のト云

若初退し於後西園中お捕飲む

後五位孫の若初十招之山山去佐孫

陰の酒解の若初十山山去佐孫

若十の字傳免裁地神の事

事あるお内方

十六日雨の若初十法年後計此終

若初十の若初十の事

小酌就期

十七日左院森の同若初

降は味女後復免若初

若初十の若初十の事

冠者

且の若初十の事

且の若初十の事

且の若初十の事

乃其獨長示曰此卷每博所取皆神三極也初學之
物當其情實者云

山古者高山人海東漢之文幸便者

其身于芥沫之末然其也

知有公欲其也之也所居之誰人可然其起

乃其千故其也然其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

報其也其也其也其也其也其也其也其也其也

十也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也

天子心之無也若性可變也
天子心之無也若性可變也
天子心之無也若性可變也
天子心之無也若性可變也
天子心之無也若性可變也

正右縣知事
松原信之
松原信之

林三日晴
朝民法局
朝民法局

河後占洋行
馬車日無
向島卯年
其收送也
其收送也

平山石之松
松原信之
松原信之
松原信之
松原信之

北日朝
松原信之
松原信之
松原信之
松原信之

松原信之
松原信之
松原信之
松原信之
松原信之

屬來り直書翰相渡十二字發程

贈子翰子家近頃來翰ノ事行返答ス

小笠原幹八來薄皮返談苦情

四日晴。今日洋行使節、安全ヲ神祇有テ奉リ

九字參朝改正章程評議 大村晴文任女議生

古藤家令迄出狀ヲ送り傍迄、邸宅ノ賣物有之云、

申事ニ事。小笠原女議官三日歸縣ノ云云來リ

夜梅麻子

廿日霜寒 九字參朝章程、而長ヨリ大臣内覽、入無別意

仍テ正院ハ進達 伊地知中議官始出勤

北沢愷之助任中議生

高崎豊磨任女議官 理事官ニシテ洋行返答付

安川大主託任女議生 理事官ハ隨行、致申付

退朝後谷共議官見舞事

小笠原事件相談時辞表他日、良能ヲ修メ方

可然云々。知事公ヨリ鴨一羽ヲ賜

六日晴 北澤愷之助入來談話及十二字

高山より申来仍テ返書せり

午後本林考へ来昨夜横濱より帰る毛利より大坂
北三浦深瀬仲麻呂持来り

今日洋行使節方三条侯に招かれ板垣
相件、来り云

由利、来り、三条侯と相談す。慶島三島何某

人物、由利、東府権参事、進、及、及、日、向、將、
差向ケ横様因却行

今井、利兵衛より明七日白島迄来、申来
副議長長、来、身、防、り、せ、り

元院章程ノ義ハ元老國院^議下議院ハ真ノ正
則ソ以テ之度議長議官取調相成ハ處大臣

内閣ノ上箇様ノ章程ニハ初、正左右院創立

目途ニ相違シ當今難發行改正ノ義可然旨内意

ニ、今般ノ章程改正相成上陳侯義ニテ、来ヨリ

行政諸省ヨリ、相成心候ハ、変ニテ過分ノ義ハ申出

カ、忍堅シテ後世民生、為ニ議事ノ、堪、守、保、キ

侯義ハ專、事、

和泉文ヨリ酒肴取寄平角母子團聚ハ酌
切、落、無

七日
早起參 朝退出後、三条原ヨリ書、状、来、秋、日、参、事、拜、命

右、参、事、夕、面、會、致、度、云、一、仍、テ、明、朝、可、来、旨、使、リ、以、申、出、

事、ハ、今、朝、由、利、一、封、書、一、高、島、端、之、三、浦、面、會、云、相、托、下

八日

旅者類焼^レハ不^レ来^ル一^レ届^ル九^レ院^ハ差^出ス^レ別^見清^シテ^ハ議^長也
以^テ夜^中亦^モ其^レ内^ヲ車^レ連^シテ^ハ一^レ宮^ノ内^ニ尋^テ入^リ汰^車之^レ酒^飲
ヲ^與ラ^シテ^ハ其^レ内^ニ於^テ一^レ眠^ル
古^レ時^ノ

早起^テ亦^モ舟^ヲ尋^テ出^ル禮^ヲ亦^モ又^モ湯^出到^リ日^出矣
朝^ノ也^ハ道^ノ内^ニテ^ハ案^ノ若^シ儀^ヲ若^シウ^レハ^ハ別^見を^禱
細^メテ^ハ淺^ク也^ハ

岩^倉大臣^殿ハ^ハ使^リ。東京^ノ殿^ノ也^ハ
退^朝後^ハ秋^日ニ^テ馬^車一^レ乘^リテ^ハ其^レ内^ニ於^テ一^レ候^ル
為^山先^ニ在^向島^ノ古^ノ條^ハ亦^モ其^レ内^ニ於^テ一^レ候^ル
時^任便^ニテ^ハ決^シテ^ハ其^レ内^ニ於^テ一^レ候^ル
引^リ一^レ所^ニ移^テ其^レ内^ニ於^テ一^レ候^ル

高^國ト^モ並^シテ^ハ目^途付^ラハ^ハ之^レ件^ハ御^議定^無之^テハ
不^レ相^濟也^ハ存^候

一^レ内外^ノ人民^ハ増^家ヲ^通ス^レ儀^可許^哉

一^レ外^ノ民^ハ雜^者可^レ許^哉

一^レ洋^ノ教^ハ漸^次變^化所^ノ勢^{アリ}之^レ海^ニ於^テ一^レ何^カ

辛未^年二月^ハ日^ハ

左^院

内外^ノ人民^ハ増^家ヲ^通ス^レノ^事案^也

一^レ海外^ニ於^テ一^レ増^家ヲ^通ス^レハ^ハ洋^ノ教^ノ来^路ヲ^開ク^ル如^シ現^也

今^ニテ^ハ入^心之^レ所^{アル}ヘ^シ宜^シク^テ國^ノ神^教ヲ^奉ズ^ル日^ヲ
待^テ更^ニ之^レ議^定ス^ヘシ

一^レ支^那ノ^道ヲ^開キ^テ通^商ヲ^許セ^シテ^ハ持^テ増^家ヲ^禁

標スルノ理ナレ且ツ上右其例モ有之寫シ其痛甚方法ヲ設
ク國律ヲ確正シ然後差許シテ可也ヘシ

一内外條聚ノ道ヲ開ク可也

皇タラシクニカモモ討ルハラス尤モ此儀別殿廟議スル

外民ノ雜居ヲ議スルノ要案

一外民ノ雜居ハ猶婚嫁ヲ許ス均シク洋教ノ媒ト

目開港場ノ外ハ尤後前ノ通リニ致シ置キ人心

神教化スルノ後更ニ之ヲ議定スヘシ

一雜居ノ事我國國律ヲ奉ルヘキ條約相行ハシ
時ハ之ヲ許スモ若シ支イ

洋教ノ廣ムルノ處置スルノ要案

一内艸壯健ヲサシハ外邦侵入スル少然ノ理ナリ洋教

ノ蔓延スルハ神教ノ衰微スル今自ノ務ハ宜ク神教ヲ

敷キ之ヲ防禦ラヤスヘシ抑洋教ノ害ハ佛ニ十倍セリ

古ヨリ西洋ノ各國ノ兵亂ナレバ宗門ヨリ起ル其

君父ヲ傲視シ教主ヲ惑信シ弑逆ノ道ヲ極ム不

而足一慶邪教ノ陷ルハ末世ノ災害料ルハカラス且シ

由辭ヲモシバ其實ニ外邦ノ覬覦ヲ拒絶スヘシ

一信教自在ノ權固ヨリ人心ニ存スル物ニテ法律ヲ

以テ防遏スルカラス然レニ之ヲ明許スルハ頑愚非軍

沸騰ヲ醸シ却ラ開化ノ進歩ヲ妨グ是之故ニ之ヲ防

ノ道固有神佛ノ二教ニ因リ其佛ノ如キハ寺院

者ノ如クモテ設ク僧徒ヲニ總スニ敬神明偏ノ

夏ヲ同ラシ且古典ハ摠リ國体ニ基キ性法ヲ奉酌シテ

國法ヲ確立シ以テ人心ヲ馴服スルヘシ如シ條約改正ノ
期ニ至リ強テ來教ヲシラシムルモ必シモ之ヲ拒ムル點許シテ可
ナランカ

問目三條ヲ通議スルノ略案

一神ト謂ヒ耶メ歟ト謂フニ道ヲランヤ只ヤ其各
國ノ聖蹟其風土人情ニ添ヒ之ヲ教ヲ立テ生民ヲ
シテ依ラシムルモノナリ是教ニ洋教ノ入ル必シモ防クヘキ
ニ非ラ然ル雖氏民間ノ旨法
朝廷上ノ文明ニ比較スベカラサレバ公然之ヲ許ス
クハ妨擾ヲ生セン故ニ今六十年ノ假ヤ上下開化平均
ニ致ラズ之ヲ論スルモノ無ルヘシ因テ此度定約改正ノ英

期ヲ目的トシ右國ニ約シ今姑ク來教ノコトヲ唱サレシメ
婚嫁雜居ノ二件モ亦之ニ准シ其期限迄ニハ民法
司法ヲ始メ彼善ナルモノヲ採諸政ヲ改革ニ其期ニ至リ
萬國同様然御美許ニ可然
一巴ヲ舎ラズ人ニ從ヒ過ラテ改テ善ニ遷ル開化ノ道是
ヨリ捷ナルハナシ今日尚ホノ議ヲ擧グルモノハ蓋一若
令ノ後或ハ紛糾ノ議ヲ引出シ人情動搖ヲ起シ
ニ過サルノミ宜ク未ダ前ニ過慮スヘカラス願ハ一月ノ
小治亂ニ難カルヲ急ニ猛刺アリ婚嫁雜居土道互
ノ章程ヲ定メ宗者ハ倫人心ノ老ク所ニ任スベキ旨ヲ布令
アルベシ是以テ方今ノ一進歩ナリ
右略案ヲ以テ再議ニ備フ

辛未十一月

細川少議官各議

條約改正各條見方ソテ其家學ヲ通シ中外ノ雜居ヲ許シ其教
法ヲ施ルルノ説起ル此内國官人ノ或ハ忽ニ所ニシテ外國ニハ婦孺ノ
通論ナリ之ヲ過ヒテ演ラ虚心平氣ニテ之ヲ考ヘ古來積習ノ一大疑團
ヲ打破シ人夫由レ大道ニ本キ字内普通ノ大法ヲ建ツヘシ家學雜居ノ
兩行ハ天際已開ケ萬國ニ並セシテ欲トシテ其禁ス可カラハ何論ナリ只
教法ニ至テハ之ヲ処スルニ界限ナカルハ大ニ教法異テ是テハ何國ニモ
ノ理ナクシテ其教法惡所ノ者ハ其國法依リ風俗ヲ定ムルナリ苟ク其
寸ハ將何ノ惡ノ所アラシク況ニ教ノ念人心ノ日部ニ振ラス母都ノ勤作ニ
涉ラズテ則チ所ニテラセ世法ノ制ルル能ハル所ハ政府ノ宜ク干渉ス可キ

非ス交通ノ開ケルニ至テハ外國通行ノ教法雜居進ム猶我教法ノ
及ニ入レ可キカ如シ復其制限ヲ設ケテ其如クハ信教ハ人心ノ趨
リ所ニシテ政府其事務ノ間涉ラズ其國法ノ度リ風俗ヲ定ムルノ實跡
真證ヲ見レ可キカ如ク法ヲ以テ此ヲ御スル一國ヲ論ラ待ラス今現ニ海外
諸國ニ行ハル教法中ニ其例ナシトモ或ハ社聚合ヒテ事務ノ認目ヲ
分ケ恰一政府ノ体裁ヲナシ或ハ多妻ヲ聚或ハ老年トシテ禁ルル類極等
不レ違フモ且何ノ教法ヲ論セス各自相模範シテ明黨ヲ為シ此尙ト彼尙ト
ノ間ニ事軋ノ氣ナキ一能ハス甚甚キニ至テ是ノ制事ノヲ起ラ加之、我
國民從前積習ニ担シ創制ノ弊キ疑懼惟ヲ抱キタルニ若シ此ヲ好シ
テテ之ヲ煽動セバ其害將ニ料シテ可カル者アラントモ其弊大ニ防ガント欲シ
テ或ハ其禁申ス或ハ一種ノ教法ヲ設ケル等其弊行ハレサルニ非ス却テ
弊端ノ間キ若シ藤若クハ可ル可シハ演ラテ我ニ見者ヲ盡シ全國一般ノ

教法の盛に知識の開き他政考の感ありたりと根本に古典に據り國
 本に性法の考酌し國法の確立を以て人心を鎮壓せし信教を説く性法
 の揚る所を以て其利弊を詳論するを得るは性法即國法なりゆき其國
 土の奇き條約中の揚る所を又其弊を申すも其教の細に入りて宣言
 する所は如以信教自在を説く用と性法が能く知る所を以て其弊を
 限る性法に對する所を嚴に其弊を設く性法に對する所を以て問ふに
 可なり

今之を議する所は之を病する大綱を尋ねしむる其弊を以て細目を尋ねる
 公論洋議の持り

古の和歌のな事なる海軍のしるは海
 核極美議の法を採る廣く使はしる法を以て其弊を
 ありしを尋ねる

平家ありし時

向島と十の縣廢りし中におきかゝるは

伝載

東条の地帯に世に傳成るなりと平家ありし時

蘇我

和せし内なるは後にもありし四人の事

上ノ時

彦朝の長を慕ふに近朝の長を慕ふに如く

二条の海軍の國人に私に有物ありと古に傳説ありし

青工日

從平力

芝山内

淨雲院

遷居

善心の良策なりけ表る古族し物をかたく免え変
りし水邊何れ知るみし貯めるるハレハレの心
お高し物の思ひの因命の成りの心の成り
吃めの心の成りの成り
退朝為るの心の成りの成り
猪の心の成りの成りの成り
物の心の成りの成りの成り
方の心の成りの成りの成り
十の心の成りの成りの成り
持の心の成りの成りの成り
お批の心の成りの成りの成り
平の心の成りの成りの成り

任 神奈川縣令

任 一 卷 幸

任 大正 幸

任 大正 幸

任 大正 幸

任 東京府知事
任 西田由利正
任 一 卷 幸
任 大正 幸

二の心の成りの成りの成り
あの心の成りの成りの成り
酒の心の成りの成りの成り
三の心の成りの成りの成り
○の心の成りの成りの成り
知の心の成りの成りの成り
老の心の成りの成りの成り
少の心の成りの成りの成り
あの心の成りの成りの成り
十の心の成りの成りの成り
参の心の成りの成りの成り
あの心の成りの成りの成り

此日
任東京府推
考事

三島十木

任朽木縣令

三島十木

三島十木

官位より上りては、
十少の多き形先列の
川原野鳥舟の如く
朝比野

播尾任心於入事
相柳守少少酒多
十少の雨
任心少山推大考事
ヲ治掛系事一
以守官系ぬ以并
甚心るヲケナリ

心ヤリ
平島
着年
十七
義ヲ地大
少り七
十
天皇
天

心ヤリ
平島
着年
十七
義ヲ地大
少り七
十
天皇
天

心ヤリ
平島
着年
十七
義ヲ地大
少り七
十
天皇
天

心ヤリ
平島
着年
十七
義ヲ地大
少り七
十
天皇
天

心ヤリ
平島
着年
十七
義ヲ地大
少り七
十
天皇
天

二月十九日
妻并大八
長女正到着

神酒并酒饌ヲ賜ヒ古樂ヲ奏シ舞ヲ
曲リ各君恩ニ感醉宴ニ如クノ豊明ノ節
會ハ開闢以來ノ盛宴ナリト云
退朝平當ニ之為酒饌ヲ方ツ

歸告才琢藏百所
後ニ騰議長ヨリ類焼見舞折詰ニ来
十。九日休暇

朝姫鹿重興ニ来北沢中議ト入来
妻并嫡子妹ハ女到着七日發駕ニ
阿比津人ニ果シテ病氣ニテ逼田四日ト云フ
亦ハ分下ノ家内ニ来テ世活改美泊
妻ホト云急事ト云ケテ

二十一日

参朝平第ノ家内ニ来入り候

二十一日

天皇様御返候御不致所親御見付可成
其ノ汁ノ味ノ濃ニ由來ト云テシノ思込事

二十二日

参朝ノ知事公村井四郎ノ知事公ノ子ニ有
明棧ノ會

廿三日

参朝ノ望原伊藤ノ高山ノ存ノ向者明棧ノ會
廿四日

参朝ノ高着共ニ豊慶三島ヲホリ右明棧ノ會

○

るる

は、毛利、若、故、備、
は、分、年、毛、利、厚、は、得、利、是、三、者、也、
子、あ、あ、う、借、り、
バ、サ、自、身、を、持、ぶ

伏テ惟ミルニ

白王化日開テ百度漸ク整正ニ歸ス。唯恨ラ
ク、華士卒ノ常職ヲ解キ四民同一ニ歸セサルヲ。
抑四民同一ニ歸スハキ所以ハ、既ニ變行セシ縣モ
有之。今、變申迄モ無之候得共、四民固ヨリ同一
ノ靈物ナルニ。士獨貴重ノ權ヲ專ニシテ文武ノ
常職ニ任ス。是、從來國習ニ。老幼羸弱、
堪ハル者ト雖モ。猶常ノ禄ニ食ハ。是、故ニ平日ニ
於テ其安勞ヲ論ハ。時ハ唯士ノ幸福ニ似タ

リ。一旦國家有事。百官當ツラハ。士獨命ヲ致シ
國ニ殉シ。自餘ノ三民。俱チ傍觀シテ。國ノ利害
存亡ノ之ヲ顧ス。實ニ不平均甚キト謂フヘシ。
仰キ願フ。今日百廢隆正ノ時ニ際シ。華士存ノ
常職ヲ辦キ。秩祿ヲ家産ニ易ヘ。速カニ四民
ニテ同ニ歸セシメ。不羈自由ノ權ヲ與ヘテ。各
自己レカカニ食シ。且文武ノ業ヲ勤メシメ。一旦事
起ル時ハ。闔國憤起。皆兵トナリ。協心戮力以テ
國家ヲ保護スルニ至ラシ。是レ如クナラハ。治乱ニ

細リ。民安勞地ヲ換之。ノ弊ナリ。希ク統御
ノ道得テ。外侮ノ患ナカラシ。謹テ上陳ス。速ニ賜
上裁。

辛未十月

左院

謹ラ察スルニ方今百事御政塵正ノ秋一事トシテ
急務ナラハヤシ。雖然之ヲ施スニ能其機會ヲ
察セシ。然ニ其効功ヲ表スルイ難シ。兵制ニ至テハ
就中急務ニテ。而ノ實ニ今日御政塵正ノ機會ト奉
存候如何トシテハ今也。華士存文武ノ常職ヲ
解キ。民同ノ入レ不西。羈自由ノ權ヲ與ヘントス。且
藩ヲ免シ。縣ト成シ。天下ノ兵權ニ兵部ニ歸シ。
上下刮目御筆令々仰クノ秋。結末編削施ス
トシテ。法ノ如クナラハルイナシ。是ヲ載一時不易得

機曾あり。伏願くは時際。速かに兵制ノ
 本ヲ被為建一ラ。何ツカ兵制ノ本去フ。益シ
 以テアルバ此人アリ。此人ノ安キハ以テアルコトナリ。
 然ラハ以テアル身ハ此人ノ責ニテ。凡ソ人タルモノ
 不可免ノ課役ナリ。苟クモ人タルモノ。不可免
 ノ課役ナリヲ知ラバ。豈止民ノ別アラシヤ。故ニ
 遍リ四民ヲ勢逸ヲ平均シ。恰好ノ社丁ヲ撰ミ。
 徵募ヲ習練ノ方法ヲ立ス。ハルハカラス。従前ノ兵
 制タルヤ。有限ノ歳入ヲ以テ兵給充テ。故ニ兵數

猶

亦有限。一旦事アルノ秋。兵國皆兵トスル能ハ
 ス。三民ノ拱手坐視シテ亡ブルヲ待ツ。ミ。豈可
 慨ノ甚キキ。非スヤ。果シテ前ニ述ビテ如ク。人ノ不可
 免ノ課役トセハ。多ク兵給ヲ費ス。至ラガヒテ。全國
 拳テ兵トスルニ足ラシ。然別論。擬テ兵給カニ目今ノ兵
 制ヲ恐察ス。從來兵給ニテ。卒ノ白隊ヲ現存シ。
 シラ鎮兵充ル。能キタ。姑息ノ弊ヲ習シ免カシ
 ナルニ似タリ。抑今日常備兵ヲ置カシ。内地ノ
 騷乱ヲ鎮慮シ。置カシ。又外患ヲ防衛ス。

辛未三月

十月朔

向島知子氏別古名家令し金三郎

園之借に長考之證書あり

夜伊藤女中招言千十亭之事

島崎五高崎豊子云島千末上

飲む

二百

糸院 古院草程 糸院 言下下之事

春嶽方公持樽酌酒在松飲

上杉老公兩高崎八田中元人

歌人下伊者國旋歌妓西人耳

數曲高崎曲三聲上共其芳際入

尾河橋一泊此樂句てはりの おかし

此節ちよこし入信言の

七日

今朝以秋蘇也其年可多事耳

碧城朝以秋蘇也其年可多事耳

平來

八日

今朝之秋酒酒乃途其後官上共高上

酒酒酒酒酒酒酒酒酒酒酒酒酒

九日 寒氣甚矣

可等不來以者書我

後者海雲院之屋屋之系信

十日

今朝高崎の口は伊地助多所

板橋之車事件之流之在車方

式部家台内用り耳

十百

大後堀尾高崎の書状に於て

向に列の地倉、百石より塔に在

日進然有の樓

十百

後堀尾の用多明

叙後六位

十三百寒丸

新朝後堀尾の後、火伴職有る所

お玉降座候末、この年より

十四百

可也、不系

後藤藤下若島上、後屋五段、後藤の書状

向、島百石、中、年、九、八、後、屋、後、十、百

十百

後藤屋の後、有、氏、私、物、九、段、

可、有、九、百、石、也、知、名、家、也、

十七日
於海部中到子多海内派
左院万課

第一

神祇者

文部者

宮内者

式部寮

第二

伊知地中議官

大給少議官

新田中議官

清原中議官

外務者
司法者

奈中議官
細川中議官

高橋中議官

中田中議官

第三

大藏

西園中議官

丸岡中議官

本村中議官

北澤中議官

園田少談生

第四

兵部省

工部省

小室少談生

宮島大談生

大村大談生

安川大談生

十九日

中本調子此議長

後知事 塊倉條物書調子
山本末

二十日

参朝 海部中判子(通)

二十日

大六副兵 後藤 谷小室 本林 与 殿
板垣石五

二十日

兵部太史局 傍 新丸院 留印 与 殿

編集文

手書多由
抄書所
其
之

